

令和5・6年度入札参加資格審査申請書提出の手引き

測量・建設コンサルタント等
(単独受付・随時申請)

令和5年3月

さくら市総合政策部財政課

令和5・6年度において、共同受付ではない申請方法でさくら市が発注する競争入札に参加を希望する方は、次の事項を確認のうえ、必要書類を提出してください。

本手引きは共同受付の申請の手引きではありません。申請の際にはご注意ください。
※名簿作成の都合上、受付番号については共同受付分の次に、本手引きを用いた受付の順となります。ご了承ください。

1. 入札参加資格審査申請の対象者

次のいずれかに該当する者については、入札に参加する資格はありません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者
- ウ 営業に関し、法律上必要とする資格を有しない者
- エ 法人の申請者にあっては法人税、消費税又は市税、個人の申請者にあっては申告所得税、消費税又は市税に未納がある者
- オ 新型コロナウィルス感染症の影響等により提出書類について緩和措置を設けています。上記に該当する者であっても各提出書類の注意事項等を確認し、緩和措置に該当する書類をもって申請が可能な者については入札に参加する資格があります。

2. 資格の有効期間

認定日から令和7年3月31日まで

認定日については申請日によって異なります。受付期間と結果通知をご確認の上、申請お願いします。

3. 申請手続き

(1) 受付方法等

- ① 受付方法 持参または郵送
- ② 提出先 〒329-1392
(送付先) 栃木県さくら市氏家2771番地
さくら市役所 財政課 財産管理係 あて
TEL 028(681)1122 FAX 028(681)2446
- ③ 受付期間 (1)令和5年 4月 3日から令和5年 4月15日
(2)令和5年 4月16日から令和5年 6月15日
(3)令和5年 6月16日から令和5年 9月15日
(4)令和5年 9月16日から令和5年12月15日

(5)令和5年12月16日から令和6年 3月15日
(6)令和6年 3月16日から令和6年 6月15日
(7)令和6年 6月16日から令和6年 9月13日
8：30～12：00 13：00～17：15
(土・日・祝日は除く)

④ 認定日・結果通知 文書の郵送にて結果通知を行います。認定日は申請した受付期間によって変わります。

- (1)令和5年 6月 1日から
- (2)令和5年 8月 1日から
- (3)令和5年11月 1日から
- (4)令和6年 2月 1日から
- (5)令和6年 5月 1日から
- (6)令和6年 8月 1日から
- (7)令和6年11月 1日から

例：令和5年4月16日に申請。(2)の受付期間にあたるため、(2)の令和5年8月1日より認定。

(2) 提出書類（A4サイズ）

「さくら市測量・建設コンサルタント等入札参加資格申請書類一覧表
(受付審査表)」（別表1）のとおり

なお、「草刈り業務」、「側溝清掃業務」のみを希望する者で、建設工事の競争入札参加資格審査申請書を同時に提出する者は、「様式第1号」、「様式第2号」のみを提出してください。

(3) 申請手続きにおける注意事項

① 申請書郵送の場合は、申請封筒には『さくら市測量・建設コンサルタント等入札参加資格申請書在中』と明記(朱書き)し、トラブルを避けるため書留または簡易書留郵便を利用ください。

また、到達を確認できる方法（特定記録、簡易書留、レターパックのいずれか）で提出してください。書類の到達は申請者側で確認できるため、受付確認の返信用封筒・ハガキ等を同封されましても返送いたしませんのでご了承ください。

② 申請書は日本語で作成してください。

③ 証明書類等は、申請書提出時における最新のもの（証明書は写し可。ただし申請日前3ヵ月以内に発行されたもの）を提出してください。

- ④ 提出書類に不備があった場合には再提出していただきます。

4. 申請書の記載要領および添付資料

- (1) 入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式第1号）
- ① 「令和 年 月 日」の欄には、「書類提出年月日」（郵送の場合には書類発送年月日）を記入してください。
- ② 「郵便番号」の欄には、本店所在地の郵便番号（7ヶタ）を記入してください。
- ③ 「住所」の欄には、本店所在地を左詰めで都道府県名から記入してください。
- ④ 「フリガナ」の欄は、カタカナで記入してください。（以下「フリガナ」の欄は、同様に記入）
- ⑤ 「商号又は名称」の欄の法人の種類を表す文字については、（株）、（有）等、次の略号を用いて記入してください。

種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	（株）	企業組合	（企）	財団法人	（財）
有限会社	（有）	税理士法人	（税）	一般財団法人	（一財）
合資会社	（資）	行政書士法人	（行）	公益財団法人	（公財）
合同会社	（同）	医療法人		社団法人	（社）
合名会社	（名）	医療法人社団	（医）	一般社団法人	（一社）
協同組合	（協組）	医療法人財団		公益社団法人	（公社）
協業組合	（業）	社会福祉法人	（福）	特定非営利法人	（特非）

また、「フリガナ」においては、法人の種類を表す文字については記入せず、会社名等のフリガナのみ記入してください。

- ⑥ 「代表者氏名」については、（役職）の欄に代表者の役職名を記入し、（氏名）の欄については、姓と名前の間は1文字空けてください。
- ⑦ 「電話番号」及び「FAX番号」は本店のものを記入してください。
- ⑧ 申請事項に不明な点等があった場合、問い合わせをしますので、申請者の担当者氏名、連絡先の電話番号を必ず記入してください。
- (2) 「業務関係一覧表」（様式第2号）について

① [登録等を受けている事業] の各欄は、次の区分に従い該当する場合に記入してください。

- 「01 測量業者」 測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合
- 「02 地質調査業者」 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
- 「03 土地家屋調査士」 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（調査士が2人以上いる場合は、1人のみ記入で結構です。）
- 「04 建築士事務所」 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合
- 「05 補償コンサルタント」 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
- 「06 司法書士」 司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合
- 「07 建設コンサルタント」 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
- 「08 不動産鑑定業者」 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合
- 「09 計量証明事業者」 計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合
- 「10～12」 その他の登録を受けている場合は、登録事業名等を空白の欄に記入してください。

② [希望する業務内容] の各欄は、希望する業務について○をつけてください。

随時申請から新規に入札参加資格名簿の登録申請をする場合のほか、すでに登録済みの場合であっても、本申請によって業種の追加を認めます。その場合には追加をする業種のみを記入してください。
業種の追加の場合には上記の申請書に下記の書類を添付してください。

- ・変更届（追加業種がわかるように記載。）
- ・申請書登録等を受けている事業の登録証明書（追加業種分）

(3) 「受任者一覧表」（様式第3号）について（市外業者で受任者を置く場合）

「フリガナ」、「商号又は名称」「営業所の所在地」等の記入については、申請書（様式1）の記載要領に準じて記入してください。

(4) 「委任状」について（市外業者で受任者を置く場合）

委任状の様式は任意としますが、提出に際し次の点に注意してください。

- ア 代表者の住所、役職、氏名を明記してください。
- イ 委任事項、委任期間を明記してください。
- ウ 受任者の住所、役職、氏名を明記してください。
- エ 委任状については、写しは不可としますので御注意ください。

※参考様式を掲載していますので、活用ください。

(5) 「登録等を受けている事業の登録証明書等」について

様式（2）に記入した〔登録等を受けている事業〕について、登録証明書等の写しを添付してください。

(6) 「商業の登記事項証明書」（商業登記簿謄本）について

申請者が法人の場合は必ず添付してください。

※写し可。ただし申請日前3ヶ月以内に発行されたもの

(7) 市内営業所等のカラー写真（市外業者で、市内の支店・営業所に受任者を置く場合のみ）

当該営業所等のカラー写真で申請日前3ヶ月以内に撮影したものを印刷して提出してください。

- ア 建物の全景：看板、表札等を確認できるもの。
- イ 営業所の入口：表札が確認できるもの。営業所がビル内に所在する場合は、上記アの他、営業所の案内板を写したもの。
- ウ 営業所の内部：主な執務室の状況が確認できる程度のもの。

(8) 「納税証明書」について

① 次の納税証明書を添付してください。

ア さくら市税務課で発行する全税目の完納証明書（ただし、さくら市に納税義務（特別徴収・固定資産税等）を有する者に限る。）

イ 法人は、税務署で発行する法人税及び消費税の未納が無いことを

示す納税証明書

(様式：その3又はその3の3)

ウ 個人は、税務署で発行する申告所得税及び消費税の未納がないことを示す納税証明書

(様式：その3又はその3の2)

※写し可。ただし申請日前3ヶ月以内に発行されたもの

※(7) 「納税証明書」について、新型コロナウィルス感染症等の影響により、提出書類の条件内容が緩和措置がされている場合があります。詳細については、さくら市通達「新型コロナウィルス感染症等の影響による入札参加資格申請に伴う提出書類の取扱いについて」をご覧ください。この場合については申請日前3ヶ月を超えて発行されたものも有効とします。

以上の提出書類は(1)～(8)まで番号順にホチキス止めまたは綴り紐にて綴じて提出してください。

「さくら市測量・建設コンサルタント等入札参加資格申請書類一覧表（受付審査表）」（別表1）の提出者チェック欄にチェックのうえ、申請書類に同封してください。

(9) 審査結果通知返信用の封筒

入札参加資格審査結果を郵送するので、郵便番号、住所、業者名及び担当者名を記入して、84円切手を貼った封筒（定形封筒）を同封してください。

また、パソコン等により作成した申請書を、下記のメールアドレス宛てに添付ファイルにて必ず提出してください。申請書は、Excelで添付してください。（PDF不可）
メールの件名は申請者の「商号又は名称」としてください。

入札参加資格申請専用メールアドレス

エス・エー・エヌ・ケイ・エー・エス・エイチ・アイ・ケイ・エイ・ケイ・ユー・アットマーク・シー・アイ・ティー・ワイ・ドット・ティー・オー・シー・エイチ・アイ・ジー・アイ・ハイフン・エス・エー・ケイ・ユー・アール・エードット・エル・ジードット・ジェイピー-

sankashikaku@city.tochigi-sakura.lg.jp

5. 申請書提出後の注意事項

(1) 申請書提出後、申請内容に変更が生じた場合は変更届出書をさくら市財政課財産管理係に提出（郵送・FAX可）してください。なお、変更届には審査結果通知に記載されている受付番号を明記してください。

(2) 申請内容に虚偽が含まれる事実が明らかになった場合は入札参加資格を取り消しまたは指名停止等の措置をとる場合があります。また、それらの調査を行うこともありますのでその際はご協力願います。